

添付一覧

添付画像はありません

○生活保護法による**保護の基準**

(昭和三十八年四月一日)

(厚生省告示第百五十八号)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八条第一項の規定により、生活保護法による**保護の基準**を次のように定め、生活保護法による**保護の基準**(昭和三十二年四月厚生省告示第九十五号)は、廃止する。

生活保護法による**保護の基準**

- 一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる。
- 二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。
- 三 別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額に係る地域の級地区分は、別表第9に定めるところによる。

市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

(昭四二厚告一三三・平一二厚告一五八・平一二厚告四六四・一部改正)

改正文(昭和三八年七月二四日厚生省告示第三三二号)抄

昭和三十八年八月一日から適用する。

改正文(昭和三八年一二月二〇日厚生省告示第五五九号)抄

昭和三十九年一月一日から適用する。

改正文(昭和三八年一二月二〇日厚生省告示第五六〇号)抄

昭和三十八年十二月一日から適用する。

改正文(昭和三九年一二月一二日厚生省告示第五五三号)抄

昭和四十年一月一日から適用する。

改正文(昭和三九年一二月一八日厚生省告示第五六八号)抄

昭和三十九年十二月一日から適用する。

改正文(昭和四〇年一月一三日厚生省告示第一六号)抄

昭和四十年一月一日から適用する。

改正文(昭和四〇年四月五日厚生省告示第一七五号)抄

昭和四十年四月一日から適用する。

改正文(昭和四〇年七月二六日厚生省告示第三八一号)抄

昭和四十年八月一日から適用する。

改正文(昭和四〇年一二月一七日厚生省告示第五四七号)抄

昭和四十年十二月一日から適用する。

改正文(昭和四〇年一二月一七日厚生省告示第五四八号)抄

昭和四十一年一月一日から適用する。

改正文(昭和四一年一月一八日厚生省告示第一六号)抄

昭和四十一年一月一日から適用する。

改正文(昭和四一年一月二二日厚生省告示第二六号)抄

昭和四十一年一月一日から適用する。

改正文(昭和四一年四月七日厚生省告示第一八一号)抄

昭和四十一年四月一日から適用する。

改正文(昭和四一年四月一三日厚生省告示第二〇一号)抄

昭和四十一年四月一日から適用する。

改正文(昭和四一年八月一日厚生省告示第三七三号)抄

昭和四十一年八月一日から適用する。

改正文(昭和四一年二月一七日厚生省告示第五四五号)抄

昭和四十一年十二月一日から適用する。

改正文(昭和四二年四月二五日厚生省告示第一九五号)抄

昭和四十二年五月一日から施行する。

改正文(昭和四二年八月二四日厚生省告示第三五〇号)抄

昭和四十二年八月一日から適用する。

改正文(昭和四二年一〇月五日厚生省告示第四〇九号)抄

昭和四十二年十月一日から適用する。

改正文(昭和四二年一二月二五日厚生省告示第四五一号)抄

昭和四十二年十二月一日から適用する。

改正文(昭和四三年五月八日厚生省告示第二〇八号)抄

昭和四十三年五月一日から適用する。

改正文(昭和四三年九月七日厚生省告示第三七四号)抄

昭和四十三年十月一日から適用する。

改正文（昭和四三年一〇月五日厚生省告示第四〇六号）抄
昭和四十三年十月一日から適用する。

改正文（昭和四三年一一月二日厚生省告示第四五五号）抄
昭和四十三年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四三年一二月二六日厚生省告示第五〇五号）抄
昭和四十四年一月一日から適用する。

改正文（昭和四四年一〇月一日厚生省告示第三二七号）抄
公布の日から適用する。

改正文（昭和四四年一〇月四日厚生省告示第三二九号）抄
昭和四十四年十月一日から適用する。

改正文（昭和四四年一一月二八日厚生省告示第三七九号）抄
昭和四十四年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四五年一月五日厚生省告示第一号）抄
昭和四十五年一月一日から適用する。

改正文（昭和四五年一一月三〇日厚生省告示第四〇〇号）抄
昭和四十五年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四五年一二月一二日厚生省告示第四二二号）抄
昭和四十六年一月一日から適用する。

改正文（昭和四六年一〇月七日厚生省告示第三三三号）抄
昭和四十六年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四六年一二月一日厚生省告示第三六八号）抄
公布の日から適用する。

改正文（昭和四六年一二月九日厚生省告示第三九〇号）抄
昭和四十七年一月一日から適用する。

改正文（昭和四七年二月二九日厚生省告示第五三号）抄
昭和四十七年三月一日から適用する。

改正文（昭和四七年四月七日厚生省告示第八六号）抄
昭和四十七年四月一日から適用する。

改正文（昭和四七年一〇月六日厚生省告示第三二三号）抄
昭和四十七年十月一日から適用する。

改正文（昭和四七年一二月一五日厚生省告示第三八一号）抄
昭和四十八年一月一日から適用する。

改正文（昭和四八年四月五日厚生省告示第五九号）抄
昭和四十八年四月一日から適用する。

改正文（昭和四八年一二月二〇日厚生省告示第三三一号）抄
昭和四十九年一月一日から適用する。

改正文（昭和四九年六月一三日厚生省告示第一七一号）抄
昭和四十九年六月一日から適用する。

改正文（昭和四九年九月一二日厚生省告示第二三九号）抄
昭和四十九年九月一日から適用する。

改正文（昭和四九年九月三〇日厚生省告示第二七二号）抄
十月一日から適用する。

改正文（昭和四九年一〇月一二日厚生省告示第二九五号）抄
昭和四十九年十月一日から適用する。

改正文（昭和五〇年二月八日厚生省告示第四〇号）抄
多子養育加算の額の改正に係る部分については昭和五十年二月一日から、その
他の部分については同年一月一日から適用する。

改正文（昭和五〇年四月五日厚生省告示第八五号）抄
昭和五十年四月一日から適用する。

改正文（昭和五〇年一〇月一八日厚生省告示第二九三号）抄
昭和五十年十月一日から適用する。

改正文（昭和五〇年一二月一三日厚生省告示第三六六号）抄
昭和五十年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五一年一月一四日厚生省告示第四号）抄
昭和五十一年一月一日から適用する。

改正文（昭和五一年二月一七日厚生省告示第二七号）抄
昭和五十一年二月一日から適用する。ただし、地域の級地区分の改正に係る部
分については同年一月一日から適用する。

改正文（昭和五一年三月三十一日厚生省告示第四三号）抄
昭和五十一年四月一日から適用する。

改正文（昭和五一年一〇月一三日厚生省告示第二八五号）抄

昭和五十一年十月一日から適用する。

改正文（昭和五十一年一二月二日厚生省告示第三三四号）抄
昭和五十二年一月一日から適用する。

改正文（昭和五十二年三月三十一日厚生省告示第六四号）抄
昭和五十二年四月一日から適用する。

改正文（昭和五十二年七月二五日厚生省告示第一九三号）抄
昭和五十二年八月一日から適用する。

改正文（昭和五十二年九月三〇日厚生省告示第二四六号）抄
昭和五十二年十月一日から適用する。

改正文（昭和五十三年三月三十一日厚生省告示第六〇号）抄
昭和五十三年四月一日から適用する。

改正文（昭和五十三年七月一〇日厚生省告示第一六二号）抄
昭和五十三年八月一日から適用する。

改正文（昭和五十三年十一月九日厚生省告示第二三三号）抄
昭和五十三年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五十四年一月五日厚生省告示第一号）抄
昭和五十四年二月一日から適用する。

改正文（昭和五十四年三月三十一日厚生省告示第四五号）抄
昭和五十四年四月一日から適用する。

改正文（昭和五十四年七月一〇日厚生省告示第一二二号）抄
昭和五十四年八月一日から適用する。

改正文（昭和五十四年十一月一七日厚生省告示第一八九号）抄
昭和五十四年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五十五年一月二五日厚生省告示第一二号）抄
昭和五十五年二月一日から適用する。

改正文（昭和五十五年三月三十一日厚生省告示第五五号）抄
昭和五十五年四月一日から適用する。

改正文（昭和五十五年七月一七日厚生省告示第一三五号）抄
昭和五十五年八月一日から適用する。

改正文（昭和五十五年十一月二五日厚生省告示第一九八号）抄
昭和五十五年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五十五年十一月二九日厚生省告示第二〇一号）抄
昭和五十五年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五十六年三月三十一日厚生省告示第四一号）抄
昭和五十六年四月一日から適用する。

改正文（昭和五十六年七月二二日厚生省告示第一三五号）抄
昭和五十六年八月一日から適用する。

改正文（昭和五十六年十一月一七日厚生省告示第一八八号）抄

障害者加算の額の改正に係る部分については昭和五十六年十二月一日から、多
子養育加算の額の改正に係る部分については昭和五十七年二月一日から適用す
る。

改正文（昭和五十七年三月三十一日厚生省告示第五一号）抄
昭和五十七年四月一日から適用する。

改正文（昭和五十七年八月三十一日厚生省告示第一六〇号）抄
昭和五十七年九月一日から適用する。

改正文（昭和五十七年一二月四日厚生省告示第二〇二号）抄
昭和五十八年一月一日から適用する。

改正文（昭和五十八年三月三十一日厚生省告示第七一号）抄
昭和五十八年四月一日から適用する。

改正文（昭和五十九年三月三十一日厚生省告示第六一号）抄
昭和五十九年四月一日から適用する。

改正文（昭和五十九年八月一三日厚生省告示第一三八号）抄
昭和五十九年九月一日から適用する。

改正文（昭和五十九年一二月二六日厚生省告示第二二六号）抄
昭和六十年一月一日から適用する。

改正文（昭和六〇年三月三〇日厚生省告示第五四号）抄
昭和六十年四月一日から適用する。

改正文（昭和六〇年六月二六日厚生省告示第一〇一号）抄
昭和六十年七月一日から適用する。

改正文（昭和六〇年九月一八日厚生省告示第一四八号）抄
昭和六十年十月一日から適用する。

改正文（昭和六一年三月三十一日厚生省告示第七一号）抄
昭和六十一年四月一日から適用する。

改正文（昭和六一年四月二三日厚生省告示第九五号）抄
昭和六十一年四月一日から適用する。

改正文（昭和六一年五月二三日厚生省告示第一〇六号）抄
昭和六十一年六月一日から適用する。

改正文（昭和六一年七月二九日厚生省告示第一五五号）抄
昭和六十一年八月一日から適用する。

改正文（昭和六一年九月二五日厚生省告示第一七六号）抄
昭和六十一年十月一日から適用する。

改正文（昭和六二年三月二八日厚生省告示第六二号）抄
昭和六十二年四月一日から適用する。

改正文（昭和六二年六月三日厚生省告示第一二一号）抄
昭和六十二年七月一日から適用する。

改正文（昭和六二年七月二〇日厚生省告示第一四八号）抄
昭和六十二年八月一日から適用する。

改正文（昭和六二年十一月五日厚生省告示第一八五号）抄
別表第8の2の(1)の表の改正に係る部分については昭和六十二年十月一日から、別表第8の3の(1)の表の改正に係る部分については同年十一月一日から適用する。

改正文（昭和六二年十二月二日厚生省告示第一九九号）抄
昭和六十二年十一月三十日から適用する。ただし、昭和六十二年十一月三十日に廃された茨城県筑波郡豊里町及び同郡大穂町の区域の同日における級地については、なお従前の例による。

改正文（昭和六三年三月三十一日厚生省告示第一二二号）抄
昭和六十三年四月一日から適用する。

改正文（昭和六三年四月三〇日厚生省告示第一四九号）抄
昭和六十三年五月一日から適用する。

改正文（昭和六三年五月三〇日厚生省告示第一六四号）抄
昭和六十三年六月一日から適用する。

改正文（昭和六三年七月二〇日厚生省告示第二一三号）抄
昭和六十三年八月一日から適用する。

改正文（平成元年三月三十一日厚生省告示第八五号）抄
平成元年四月一日から適用する。

改正文（平成元年六月三〇日厚生省告示第一二九号）抄
平成元年七月一日から適用する。

改正文（平成元年九月三〇日厚生省告示第一七八号）抄
平成元年十月一日から適用する。

改正文（平成元年十二月二六日厚生省告示第二一五号）抄
平成二年一月一日から適用する。

改正文（平成二年三月三十一日厚生省告示第八六号）抄
平成二年四月一日から適用する。

改正文（平成二年六月三〇日厚生省告示第一四三号）抄
平成二年七月一日から適用する。

改正文（平成三年三月三〇日厚生省告示第六九号）抄
平成三年四月一日から適用する。

改正文（平成三年六月二七日厚生省告示第一四五号）抄
平成三年七月一日から適用する。

改正文（平成四年三月三十一日厚生省告示第一二四号）抄
平成四年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の7の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成五年三月二九日厚生省告示第九四号）抄
平成五年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の7の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成六年三月二九日厚生省告示第一三二号）抄
平成六年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の7の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成六年九月九日厚生省告示第三〇九号）抄

平成六年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた老人訪問看護に係る医療扶助基準については、なお従前の例による。

改正文（平成六年九月二九日厚生省告示第三二五号）抄

平成六年十月一日から適用する。

改正文（平成六年一二月二二日厚生省告示第三九二号）抄

平成七年一月一日から適用する。

改正文（平成七年二月二七日厚生省告示第二六号）抄

平成七年四月一日から適用する。

改正文（平成七年三月二八日厚生省告示第六四号）抄

平成七年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)並びに6の(1)のA及び(2)のAの改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成八年三月二五日厚生省告示第九三号）抄

平成八年四月一日から適用する。

改正文（平成八年八月二九日厚生省告示第二一七号）抄

別表第3の2の改正に係る部分については、平成八年八月三十日から、別表第8の2の(1)及び3の(1)の改正に係る部分については、同年九月一日から適用する。

改正文（平成九年三月三一日厚生省告示第七三号）抄

平成九年四月一日から適用する。

改正文（平成九年九月三〇日厚生省告示第二〇九号）抄

平成九年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた看護に係る医療扶助基準については、なお従前の例による。

改正文（平成一〇年三月三一日厚生省告示第一二一号）抄

平成十年四月一日から適用する。ただし、別表第一第二章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成一一年三月三一日厚生省告示第一〇四号）抄

平成十一年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成一二年三月三一日厚生省告示第一五八号）抄

平成十二年四月一日から適用する。

改正文（平成一二年九月二九日厚生省告示第三二八号）抄

平成十二年十月一日から適用する。

改正文（平成一二年一二月二八日厚生省告示第四六四号）抄

平成十三年一月六日から適用する。

改正文（平成一三年一月一九日厚生労働省告示第六号）抄

別表第9の3の(1)の改正に係る部分については平成十三年一月一日から、別表第9の1の(1)の改正に係る部分については同月二十一日から適用する。

改正文（平成一三年三月三〇日厚生労働省告示第一四五号）抄

平成十三年四月一日から適用する。ただし、別表第9の1の(1)及び(2)の改正に係る部分については、同年五月一日から適用する。

改正文（平成一三年一〇月一日厚生労働省告示第三二七号）抄

平成十三年十月一日から適用する。

改正文（平成一四年二月一日厚生労働省告示第一六号）抄

平成十四年二月二日から適用する。

改正文（平成一四年三月二九日厚生労働省告示第一四八号）抄

平成十四年四月一日から適用する。

改正文（平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二三号）抄

平成十三年四月一日から適用する。

改正文（平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二四号）抄

平成十四年十一月一日から適用する。

改正文（平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二五号）抄

平成十五年二月三日から適用する。

改正文（平成一五年三月三一日厚生労働省告示第一三八号）抄

平成十五年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成一五年四月一八日厚生労働省告示第一七二号）抄

平成十五年四月二十一日から適用する。

改正文（平成一五年四月三〇日厚生労働省告示第一七七号）抄

平成十五年五月一日から適用する。

改正文（平成一五年八月一九日厚生労働省告示第二九四号）抄

平成十五年八月二十日から適用する。

改正文（平成一五年八月二七日厚生労働省告示第二九八号）抄
平成十五年九月一日から適用する。

改正文（平成一五年九月二五日厚生労働省告示第三一三号）抄
平成十五年十月一日から適用する。

改正文（平成一六年二月二七日厚生労働省告示第四五号）抄
平成十六年三月一日から適用する。

改正文（平成一六年三月三日厚生労働省告示第七五号）抄
平成十六年四月一日から適用する。

改正文（平成一六年三月二五日厚生労働省告示第一三〇号）抄
平成十六年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から、別表第1第2章の8の改正に係る部分については、同年八月一日から適用する。

改正文（平成一六年九月一日厚生労働省告示第三二八号）抄
平成十六年九月一日から適用する。

改正文（平成一六年九月二八日厚生労働省告示第三五五号）抄
平成十六年十月一日から適用する。

改正文（平成一六年九月二九日厚生労働省告示第三五六号）抄
平成十六年十月四日から適用する。

改正文（平成一六年一〇月二日厚生労働省告示第三七四号）抄
平成十六年十月十二日から適用する。

改正文（平成一六年一〇月二九日厚生労働省告示第三八三号）抄
平成十六年十二月六日から適用する。

改正文（平成一六年一〇月二九日厚生労働省告示第三八四号）抄
平成十六年十一月一日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三三号）抄
平成十七年一月一日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三四号）抄
平成十七年一月四日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三五号）抄
平成十七年一月二十四日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三六号）抄
平成十七年二月一日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三七号）抄
平成十七年二月七日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三八号）抄
平成十七年二月十一日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第二八号）抄
平成十七年二月十五日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第二九号）抄
平成十七年三月七日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三〇号）抄
平成十七年三月十九日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三一号）抄
平成十七年三月二十日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三二号）抄
平成十七年三月二十一日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三三号）抄
平成十七年三月二十二日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三四号）抄
平成十七年三月二十八日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三五号）抄
平成十七年三月三十一日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三六号）抄
平成十七年四月一日から適用する。

改正文（平成一七年三月三一日厚生労働省告示第一九三号）抄
平成十七年四月一日から適用する。

改正文（平成一七年四月二五日厚生労働省告示第二二八号）抄
平成十七年五月一日から適用する。

改正文（平成一七年六月二四日厚生労働省告示第二六二号）抄
平成十七年七月一日から適用する。

改正文（平成一七年六月二四日厚生労働省告示第二六三号）抄
平成十七年七月七日から適用する。

改正文（平成一七年九月二日厚生労働省告示第三九二号）抄
平成十七年九月一日から適用する。

改正文（平成一七年九月三〇日厚生労働省告示第四四八号）抄
平成十七年十月一日から適用する。ただし、別表第9の3の(1)の表北海道の項に係る改正規定（「阿寒郡 阿寒町」及び「白糠郡 音別町」を削る部分に限る。）及び同表鹿児島県の項に係る改正規定は、平成十七年十月十一日から適用する。

改正文（平成一七年一〇月三一日厚生労働省告示第四七六号）抄
平成十七年十一月一日から適用する。ただし、別表第9の3の(1)の表広島県の項に係る改正規定は平成十七年十一月三日から、同表鹿児島県の項に係る改正規定は平成十七年十一月七日から適用する。

改正文（平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二三号）抄
平成十八年一月一日から適用する。

改正文（平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二四号）抄
平成十八年一月十日から適用する。

改正文（平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二五号）抄
平成十八年一月二十三日から適用する。

改正文（平成一八年二月一日厚生労働省告示第一五号）抄
平成十八年二月十三日から適用する。

改正文（平成一八年二月一日厚生労働省告示第一六号）抄
平成十八年二月二十日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七五号）抄
平成十八年三月五日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七六号）抄
平成十八年三月六日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七七号）抄
平成十八年三月二十日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七八号）抄
平成十八年三月二十一日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七九号）抄
平成十八年三月二十七日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第八〇号）抄
平成十八年三月三十一日から適用する。

改正文（平成一八年三月三一日厚生労働省告示第二九七号）抄
平成十八年四月一日から適用する。

改正文（平成一八年三月三一日厚生労働省告示第三一五号）抄
平成十八年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

改正文（平成一八年九月二九日厚生労働省告示第五八八号）抄
平成十八年十月一日から適用する。

改正文（平成一九年一月一九日厚生労働省告示第五号）抄
平成十九年一月二十二日から適用する。

改正文（平成一九年一月一九日厚生労働省告示第六号）抄
平成十九年三月十一日から適用する。

改正文（平成一九年一月一九日厚生労働省告示第七号）抄
平成十九年三月十二日から適用する。

改正文（平成一九年三月三一日厚生労働省告示第一二七号）抄
平成十九年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の8に係る改正規定は、平成十九年八月一日から適用する。

改正文（平成二〇年三月三一日厚生労働省告示第一六九号）抄
平成二十年四月一日から適用する。

改正文（平成二〇年一〇月三一日厚生労働省告示第五〇四号）抄
平成二十年十一月一日から適用する。

改正文（平成二一年三月三一日厚生労働省告示第二二二号）抄
平成二十一年四月一日から適用する。

改正文（平成二一年六月三〇日厚生労働省告示第三四〇号）抄
平成二十一年七月一日から適用する。

改正文（平成二一年九月三〇日厚生労働省告示第四二八号）抄
平成二十一年十月一日から適用する。

改正文（平成二十一年一〇月二九日厚生労働省告示第四五九号）抄
平成二十一年十二月一日から適用する。

改正文（平成二十二年一月二九日厚生労働省告示第三八号）抄
平成二十二年二月一日から適用する。

改正文（平成二十二年三月一九日厚生労働省告示第九〇号）抄
平成二十二年三月二十二日から適用する。

改正文（平成二十二年三月一九日厚生労働省告示第九一号）抄
平成二十二年三月二十三日から適用する。

改正文（平成二十二年三月一九日厚生労働省告示第九二号）抄
平成二十二年三月三十一日から適用する。

改正文（平成二十二年三月三十一日厚生労働省告示第一四一号）抄
平成二十二年四月一日から適用する。

改正文（平成二十二年三月三十一日厚生労働省告示第一四二号）抄
平成二十二年四月一日から適用する。

改正文（平成二十二年三月三十一日厚生労働省告示第一四三号）抄
平成二十二年四月一日から適用する。

別表第1 生活扶助基準

(昭38厚告332・昭38厚告559・昭38厚告560・昭39厚告119・昭39厚告553・昭39厚告568・昭40厚告16・昭40厚告175・昭40厚告381・昭40厚告495・昭40厚告547・昭40厚告548・昭41厚告16・昭41厚告201・昭41厚告373・昭41厚告545・昭42厚告133・昭42厚告195・昭42厚告350・昭42厚告409・昭42厚告451・昭43厚告120・昭43厚告208・昭43厚告374・昭43厚告406・昭43厚告455・昭43厚告505・昭44厚告81・昭44厚告329・昭44厚告379・昭45厚告1・昭45厚告71・昭45厚告400・昭45厚告422・昭46厚告75・昭46厚告333・昭46厚告390・昭47厚告53・昭47厚告86・昭47厚告310・昭47厚告323・昭47厚告381・昭48厚告59・昭48厚告265・昭48厚告272・昭48厚告331・昭49厚告71・昭49厚告103・昭49厚告171・昭49厚告239・昭49厚告272・昭49厚告327・昭50厚告40・昭50厚告85・昭50厚告263・昭50厚告326・昭51厚告4・昭51厚告27・昭51厚告43・昭51厚告232・昭51厚告276・昭51厚告288・昭51厚告334・昭52厚告64・昭52厚告193・昭52厚告211・昭52厚告278・昭53厚告60・昭53厚告162・昭53厚告233・昭54厚告1・昭54厚告5・昭54厚告45・昭54厚告122・昭54厚告189・昭55厚告12・昭55厚告55・昭55厚告135・昭55厚告198・昭56厚告41・昭56厚告135・昭56厚告188・昭57厚告51・昭57厚告159・昭57厚告160・昭57厚告202・昭58厚告71・昭59厚告61・昭59厚告138・昭59厚告226・昭60厚告54・昭60厚告101・昭60厚告148・昭61厚告71・昭61厚告106・昭61厚告155・昭61厚告176・昭62厚告62・昭62厚告121・昭62厚告148・昭62厚告122・昭63厚告164・昭63厚告213・平元厚告85・平元厚告129・平元厚告178・平元厚告215・平2厚告86・平2厚告143・平3厚告69・平3厚告145・平4厚告124・平5厚告94・平6厚告132・平6厚告325・平6厚告392・平7厚告64・平8厚告93・平9厚告73・平10厚告121・平11厚告104・平12厚告158・平12厚告253・平12厚告328・平12厚告464・平13厚告145・平15厚告138・平16厚告130・平17厚告193・平18厚告315・平18厚告588・平19厚告127・平20厚告169・平21厚告222・平21厚告459・平22厚告141・平22厚告142・一部改正)

第1章 基準生活費

1 居宅

(1) 基準生活費の額(月額)

ア 1級地

(ア) 1級地-1

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	20,900円
3歳～5歳	26,350
6歳～11歳	34,070

12歳～19歳	42,080
20歳～40歳	40,270
41歳～59歳	38,180
60歳～69歳	36,100
70歳以上	32,340

第2類

基準額及び加算額	世帯人員別					
	1人	2人	3人	4人	5人以上1人を増すごとに加算する額	
基準額	43,430円	48,070円	53,290円	55,160円	440円	
地区別冬季加算額(11月から3月まで)	I区	24,350	31,530	37,630	42,670	1,640
	II区	17,410	22,550	26,910	30,520	1,170
	III区	11,560	14,970	17,860	20,250	780
	IV区	8,820	11,420	13,630	15,460	590
	V区	6,150	7,970	9,510	10,780	410
	VI区	3,090	4,000	4,770	5,410	200

(イ) 1級地-2
第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	19,960円
3歳～5歳	25,160
6歳～11歳	32,540
12歳～19歳	40,190
20歳～40歳	38,460
41歳～59歳	36,460
60歳～69歳	34,480
70歳以上	31,120

第2類

基準額及び加算額	世帯人員別					
	1人	2人	3人	4人	5人以上1人を増すごとに加算する額	
基準額	41,480円	45,910円	50,890円	52,680円	440円	
地区別冬季加算額(11月から3月まで)	I区	23,250	30,110	35,940	40,750	1,640
	II区	16,630	21,540	25,700	29,150	1,170
	III区	11,040	14,300	17,060	19,340	780
	IV区	8,420	10,910	13,020	14,760	590
	V区	5,870	7,610	9,080	10,290	410
	VI区	2,950	3,820	4,560	5,170	200

イ 2級地
(ア) 2級地-1
第1類

年齢別	基準額

0歳～2歳	19,020円
3歳～5歳	23,980
6歳～11歳	31,000
12歳～19歳	38,290
20歳～40歳	36,650
41歳～59歳	34,740
60歳～69歳	32,850
70歳以上	29,430

第2類

基準額及び加算額	世帯人員別					
	1人	2人	3人	4人	5人以上1人を増すごとに加算する額	
基準額	39,520円	43,740円	48,490円	50,200円	400円	
地区別冬季加算額(11月から3月まで)	I区	22,160	28,690	34,240	38,830	1,490
	II区	15,840	20,520	24,490	27,770	1,060
	III区	10,520	13,620	16,250	18,430	710
	IV区	8,030	10,390	12,400	14,070	540
	V区	5,600	7,250	8,650	9,810	370
	VI区	2,810	3,640	4,340	4,920	180

(イ) 2級地-2

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	18,080円
3歳～5歳	22,790
6歳～11歳	29,470
12歳～19歳	36,400
20歳～40歳	34,830
41歳～59歳	33,030
60歳～69歳	31,230
70歳以上	28,300

第2類

基準額及び加算額	世帯人員別					
	1人	2人	3人	4人	5人以上1人を増すごとに加算する額	
基準額	37,570円	41,580円	46,100円	47,710円	400円	
地区別冬季加算額(11月から3月まで)	I区	21,060	27,270	32,550	36,910	1,490
	II区	15,060	19,510	23,280	26,400	1,060
	III区	10,000	12,950	15,450	17,520	710
	IV区	7,630	9,880	11,790	13,370	540
	V区	5,320	6,890	8,230	9,320	370
	VI区	2,670	3,460	4,130	4,680	180

ウ 3級地

(ア) 3級地-1
第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	17,140円
3歳～5歳	21,610
6歳～11歳	27,940
12歳～19歳	34,510
20歳～40歳	33,020
41歳～59歳	31,310
60歳～69歳	29,600
70歳以上	26,520

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人以上1人を増すごとに加算する額
基準額		35,610円	39,420円	43,700円	45,230円	360円
地区別冬季加算額(11月から3月まで)	I区	19,970	25,850	30,860	34,990	1,340
	II区	14,280	18,490	22,070	25,030	960
	III区	9,480	12,280	14,650	16,610	640
	IV区	7,230	9,360	11,180	12,680	480
	V区	5,040	6,540	7,800	8,840	340
	VI区	2,530	3,280	3,910	4,440	160

(イ) 3級地-2
第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	16,200円
3歳～5歳	20,420
6歳～11歳	26,400
12歳～19歳	32,610
20歳～40歳	31,210
41歳～59歳	29,590
60歳～69歳	27,980
70歳以上	25,510

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人以上1人を増すごとに加算する額
基準額		33,660円	37,250円	41,300円	42,750円	360円
地区別冬季加算額(11月から3月まで)	I区	18,870	24,440	29,160	33,070	1,340
	II区	13,490	17,480	20,860	23,650	960
	III区	8,960	11,600	13,840	15,690	640
	IV区	6,840	8,850	10,560	11,980	480

V区	4,770	6,180	7,370	8,350	340
VI区	2,390	3,100	3,700	4,190	160

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は第1類の表に定める個人別の額を合算した額と第2類の表に定める額の合計額とする。ただし世帯構成員の数が4人の世帯の基準生活費の額は、第1類の表に定める個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。)と第2類の表に定める額の合計額とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の基準生活費の額は、第1類の表に定める個人別の額を合算した額に0.90を乗じた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。)と第2類の表に定める額の合計額とする。また、12月の基準生活費の額は、当該合計額に世帯構成員1人につき次の表に定める期末一時扶助費を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費
1級地-1	14,180円
1級地-2	13,540
2級地-1	12,900
2級地-2	12,270
3級地-1	11,630
3級地-2	10,990

イ 第2類の表におけるI区からVI区までの区分は次の表に定めるところによる。

地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都府県

ウ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。

2 救護施設等

(1) 基準生活費の額(月額)

ア 基準額

級地別	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設
1級地	64,240円	68,050円
2級地	61,030	64,650
3級地	57,820	61,250

イ 地区別冬季加算額(11月から3月まで)

地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
1級地	10,640円	8,160円	6,420円	4,760円	3,030円	2,280円
2級地	9,680	7,430	5,840	4,330	2,760	2,070
3級地	8,720	6,690	5,260	3,900	2,480	1,870

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費の額は、(1)に定める額とする。ただし、12月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費

1級地	5,070円
2級地	4,610
3級地	4,160

イ 表におけるⅠ区からⅥ区までの区分は、1の(2)のイの表に定めるところによる。

- 3 職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例
次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者(特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。)に係る基準生活費の額は、1の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

施設	基準生活費の額	
	基準月額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設 特別支援学校に附属する寄宿舎 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設(以下「旧法精神障害者社会復帰施設」という。)	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	地区別冬季加算額は、2の(1)のイの表に定めるところにより、期末一時扶助費の額は、2の(2)のアの表に定めるところによる。
障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設(以下「旧法知的障害者援護施設」という。)(同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「旧法知的障害者通勤寮」という。)に限る。)	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	
国立身体障害者リハビリテーションセンター 国立光明寮 国立保養所 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設(以下「旧法身体障害者更生援護施設」という。) 旧法知的障害者援護施設(旧法知的障害者通勤寮を除く。) 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)にいう知的障害児施設(自閉症児施設を除く。)、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の額の合計額	
児童福祉施設最低基準にいう第一種自閉症児施設、肢体不自由児施設(肢体不自由児通園施設及び肢体不自由児療護施設	入院患者日用品費の額	

を除く。)、重症心身障害児施設
 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に
 いう指定医療機関

第2章 加算

1 妊産婦加算

(1) 加算額(月額)

級地別	妊婦		産婦
	妊娠6か月未満	妊娠6か月以上	
1級地及び2級地	9,140円	13,810円	8,490円
3級地	7,770	11,740	7,220

(2) 妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。

(3) 産婦についての加算は、出産の日の属する月から行い、期間は6箇月を限度として別に定める。

(4) (3)の規定にかかわらず、保護受給中の者については、その出産の日の属する月は妊婦についての加算を行い、翌月から5箇月を限度として別に定めるところにより産婦についての加算を行う。

(5) 妊産婦加算は、病院又は診療所において給食を受けている入院患者及び内部障害者更生施設に入所している者については、行わない。

2 障害者加算

(1) 加算額(月額)

		(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	1級地	26,850円	17,890円
	2級地	24,970	16,650
	3級地	23,100	15,400
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		22,340	14,890

(注) 社会福祉施設とは保護施設、旧法身体障害者更生援護施設、旧法精神障害者社会復帰施設、旧法知的障害者援護施設、障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、児童福祉施設最低基準にいう知的障害児施設(自閉症児施設を除く。)、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設若しくは肢体不自由児療護施設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法(平成9年法律第123号)にいう介護保険施設をいうものであること(以下同じ。)

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいるが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいるが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する肢体不自由児施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く。)については、別に14,380円を算定するものとする。

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,060円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別

に、69,810円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

3 介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、障害者加算又は8に定める母子加算が算定されていないものについて行い、加算額(月額)は、9,890円の範囲内の額とする。

4 在宅患者加算

(1) 加算額(月額)

級地別	加算額
1級地及び2級地	13,290円
3級地	11,300

(2) 在宅患者加算は、次に掲げる在宅患者であつて現に療養に専念しているものについて行ふ。

ア 結核患者であつて現に治療を受けているもの及び結核患者であつて現に治療を受けてはいないが、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

イ 結核患者以外の患者であつて3箇月以上の治療を必要とし、かつ、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

(3) 在宅患者加算は、(2)に掲げる者であつて内部障害者更生施設に入所しているものについては、行わない。

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額42,660円、(2)に該当する者にあつては月額21,330円とする。

(1) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの(同法第24条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。)

イ 放射線(広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射線を除く。以下(2)において同じ。)を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

(2) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者(同法第25条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて、(1)のイに該当しないものに限る。)

イ 放射線を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつた者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

6 児童養育加算

児童養育加算は、児童の養育にあたる者について行い、その加算額(月額)は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童1人につき13,000円とする。

7 介護保険料加算

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。

8 母子加算

(1) 加算額(月額)

		児童1人	児童が2人の場合に 加える額	児童が3人以上1人 を増すごとに加える 額
在宅者	1級地	23,260円	1,840円	940円
	2級地	21,640	1,720	870
	3級地	20,020	1,610	800
入院患者又は社会 福祉施設若しくは 介護施設の入所者		19,380	1,560	770

(2) 母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。)を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りでない。

9 重複調整等

障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額(同額の場合にはいずれか一方の加算額)を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし、障害者加算のうち2の(4)又は(5)に該当することにより行われる障害者加算額及び母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額は、重複調整を行わないで算定するものとする。

第3章 入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

1 入院患者日用品費

(1) 基準額及び加算額(月額)

基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
23,150円以内	3,600円	2,110円	1,000円

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

ア 病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)に1箇月以上入院する者

イ 救護施設、更生施設又は老人福祉法にいう養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームから病院又は診療所に入院する者

ウ 介護施設から病院又は診療所に入院する者

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

2 介護施設入所者基本生活費

(1) 基準額及び加算額(月額)

基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
9,890円以内	3,600円	2,110円	1,000円

(2) 介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

3 移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。

別表第2 教育扶助基準

(昭51厚告43・全改、昭52厚告64・昭53厚告60・昭54厚告45・昭55厚告55・昭56厚告41・昭57厚告51・昭58厚告71・昭59厚告61・昭60厚告54・昭61厚告71・昭62厚告62・昭63厚告122・平元厚告85・平2厚告86・平3厚告69・平4厚告124・平5厚告94・平6厚告132・平7厚告64・平8厚告93・平9厚告73・平11厚告104・平13厚告145・平21厚告340・一部改正)

学校別	小学校	中学校
区分		
基準額(月額)	2,150円	4,180円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	

学習支援費(月額)	2,560円	4,330円
-----------	--------	--------

別表第3 住宅扶助基準

(昭43厚告120・昭46厚告75・昭48厚告59・昭49厚告71・昭50厚告85・昭52厚告64・昭54厚告45・昭56厚告41・昭58厚告71・昭60厚告54・昭63厚告122・平元厚告85・平2厚告86・平3厚告69・平4厚告124・平5厚告94・平6厚告132・平8厚告93・平8厚告217・平9厚告73・平11厚告104・平12厚告158・平12厚告464・平16厚告130・平20厚告169・平22厚告141・一部改正)

1 基準額

区分	家賃、間代、地代等の額(月額)	補修費等住宅維持費の額(月額)
1級地及び2級地	13,000円以内	
3級地	8,000円以内	120,000円以内

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

別表第4 医療扶助基準

(平4厚告124・平6厚告309・平7厚告26・平8厚告93・平9厚告209・平13厚告145・一部改正)

1	指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2	薬剤又は治療材料に係る費用(1の費用に含まれる場合を除く。)	25,000円以内の額
3	施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
4	移送費	移送に必要な最小限度の額

別表第5 介護扶助基準

(平12厚告158・追加)

1	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2	移送費	移送に必要な最小限度の額

別表第6 出産扶助基準

(昭48厚告59・全改、昭50厚告85・昭51厚告43・昭52厚告64・昭53厚告60・昭54厚告45・昭55厚告55・昭56厚告41・昭57厚告51・昭58厚告71・昭59厚告61・昭62厚告62・平元厚告85・平2厚告86・平3厚告69・平5厚告94・平6厚告132・平8厚告93・平9厚告73・平10厚告121・平11厚告104・一部改正、平12厚告158・旧別表第5繰下・一部改正、平15厚告138・平16厚告130・平17厚告193・平18厚告315・平19厚告127・平20厚告169・平21厚告222・平22厚告141・一部改正)

1 基準額

区分	基準額
施設分べんの場合の額	202,000円以内
居宅分べんの場合の額	204,000円以内

2 病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院(8日以内の実入院日

数)に要する必要最少限度の額を基準額に加算する。

- 3 衛生材料費を必要とする場合は、5,400円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第7 生業扶助基準

(昭39厚告119・昭40厚告175・昭44厚告81・昭51厚告43・昭52厚告64・昭55厚告55・平元厚告85・平4厚告124・平5厚告94・平6厚告132・平7厚告64・平8厚告93・平9厚告73・平10厚告121・平11厚告104・一部改正、平12厚告158・旧別表第6繰下・一部改正、平13厚告145・平14厚告148・平15厚告138・平16厚告130・平17厚告193・平18厚告315・平19厚告127・平20厚告169・平21厚告222・平21厚告340・平22厚告141・平22厚告143・一部改正)

1 基準額

区分		基準額
生業費		45,000円以内
技能修得費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)	72,000円以内
	高等学校等就学費	基本額(月額) 5,300円
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
	授業料	高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項各号に掲げるものを除く。)に通学する場合は、同法の施行前に当該高等学校等が所在する都道府県の条例に定められていた都道府県立の高等学校における額以内の額。
	入学料及び入学審査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費(月額)	5,010円
就職支度費		28,000円以内

- 2 技能修得費(高等学校等就学費を除く。以下同じ。)は、技能修得(高等学校等への就学を除く。以下同じ。)の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき72,000円以内の額を2年を限度として算定する。

- 3 技能修得のため交通費を必要とする場合は、1又は2に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。

別表第8 葬祭扶助基準

(昭39厚告119・昭41厚告201・昭44厚告81・昭46厚告75・昭47厚告86・昭49厚告71・昭50厚告85・昭51厚告43・昭52厚告64・昭53厚告60・昭54厚告45・昭55厚告55・昭56厚告41・昭57厚告51・昭58厚告71・昭59厚告61・昭60厚告54・昭61厚告95・昭62厚告62・昭63厚告149・平元厚告85・平2厚告86・平4厚告124・平5厚告94・平6厚

告132・平8厚告93・平9厚告73・平10厚告121・平11厚告104・一部改正、平12厚告158・旧別表第7繰下・一部改正、平14厚告148・平16厚告130・平18厚告315・平22厚告141・一部改正)

1 基準額

級地別	基準額	
	大人	小人
1級地及び2級地	201,000円以内	160,800円以内
3級地	175,900円以内	140,700円以内

2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

級地別	金額	
	大人	小人
	円	円
1級地及び2級地	600	500
3級地	480	400

3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、19,700円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級地別	金額
1級地及び2級地	13,330円
3級地	11,660円

別表第9 地域の級地区分

(昭62厚告62・全改、昭62厚告185・昭62厚告199・昭63厚告50・昭63厚告122・平4厚告124・平6厚告132・平6厚告325・平7厚告64・平8厚告93・平8厚告217・平9厚告73・平10厚告121・一部改正、平12厚告158・旧別表第8繰下、平13厚告6・平13厚告145・平13厚告327・平14厚告16・平15厚告23・平15厚告24・平15厚告25・平15厚告138・平15厚告172・平15厚告177・平15厚告294・平15厚告298・平15厚告313・平16厚告45・平16厚告75・平16厚告328・平16厚告355・平16厚告356・平16厚告374・平16厚告383・平16厚告384・平16厚告433・平16厚告434・平16厚告435・平16厚告436・平16厚告437・平16厚告438・平17厚告28・平17厚告29・平17厚告30・平17厚告31・平17厚告32・平17厚告33・平17厚告34・平17厚告35・平17厚告36・平17厚告193・平17厚告228・平17厚告262・平17厚告263・平17厚告361・平17厚告392・平17厚告448・平17厚告476・平17厚告523・平17厚告524・平17厚告525・平18厚告14・平18厚告15・平18厚告16・平18厚告74・平18厚告75・平18厚告76・平18厚告77・平18厚告78・平18厚告79・平18厚告80・平18厚告297・平19厚告5・平19厚告6・平19厚告7・平19厚告127・平20厚告504・平21厚告428・平22厚告38・平22厚告90・平22厚告91・平22厚告92・一部改正)

1 1級地

(1) 1級地-1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名
埼玉県	川口市 さいたま市
東京都	区の存する地域 八王子市 立川市 武蔵野市

	三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 多摩市 稲城市 西東京市	
神奈川県	横浜市 川崎市 鎌倉市 藤沢市 逗子市 大和市	
	三浦郡	葉山町
愛知県	名古屋市	
京都府	京都市	
大阪府	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 松原市 大東市 箕面市 門真市 摂津市 東大阪市	
兵庫県	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市	

(2) 1級地-2

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
北海道	札幌市 江別市	

宮城県	仙台市	
埼玉県	所沢市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市 朝霞市 和光市 新座市	
千葉県	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 習志野市 浦安市	
東京都	青梅市 武蔵村山市	
神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 三浦市 秦野市 厚木市 座間市	
滋賀県	大津市	
京都府	宇治市 向日市 長岡京市	
大阪府	岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 高石市 藤井寺市 四條畷市 交野市	
	泉北郡	忠岡町
兵庫県	姫路市 明石市	
岡山県	岡山市 倉敷市	
広島県	広島市 呉市 福山市	
	安芸郡	府中町
福岡県	北九州市 福岡市	

2 2級地

(1) 2級地-1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
北海道	函館市 小樽市 旭川市	

	室蘭市 釧路市 帯広市 苫小牧市 千歳市 恵庭市 北広島市	
青森県	青森市	
岩手県	盛岡市	
秋田県	秋田市	
山形県	山形市	
福島県	福島市	
茨城県	水戸市	
栃木県	宇都宮市	
群馬県	前橋市 高崎市 桐生市	
埼玉県	川越市 熊谷市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 入間市 志木市 桶川市 八潮市 富士見市 三郷市 ふじみ野市	
	入間郡	三芳町
千葉県	野田市 佐倉市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 四街道市	
東京都	羽村市 あきる野市	
	西多摩郡	瑞穂町
神奈川県	伊勢原市 海老名市 南足柄市 綾瀬市	
	高座郡	寒川町
	中郡	大磯町 二宮町
	足柄上郡	大井町 松田町 開成町

	足柄下郡	箱根町 真鶴町 湯河原町
新潟県	新潟市	
富山県	富山市 高岡市	
石川県	金沢市	
福井県	福井市	
山梨県	甲府市	
長野県	長野市 松本市	
岐阜県	岐阜市	
静岡県	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市	
愛知県	豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市 刈谷市 豊田市 知立市 尾張旭市 日進市	
三重県	津市 四日市市	
滋賀県	草津市	
京都府	城陽市 八幡市 京田辺市	
	乙訓郡	大山崎町
	久世郡	久御山町
大阪府	泉佐野市 富田林市 河内長野市 柏原市 羽曳野市 泉南市 大阪狭山市	
	三島郡	島本町
	泉南郡	熊取町 田尻町
奈良県	奈良市 生駒市	
和歌山県	和歌山市	
鳥取県	鳥取市	
島根県	松江市	
山口県	下関市 山口市	
徳島県	徳島市	

香川県	高松市	
愛媛県	松山市	
高知県	高知市	
福岡県	久留米市	
佐賀県	佐賀市	
長崎県	長崎市	
熊本県	熊本市	
大分県	大分市 別府市	
宮崎県	宮崎市	
鹿児島県	鹿児島市	
沖縄県	那覇市	

(2) 2級地-2

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
北海道	夕張市 岩見沢市 登別市	
宮城県	塩竈市 名取市 多賀城市	
茨城県	日立市 土浦市 古河市 取手市	
栃木県	足利市	
新潟県	長岡市	
石川県	小松市	
長野県	上田市 岡谷市 諏訪市	
岐阜県	大垣市 多治見市 瑞浪市 土岐市 各務原市	
静岡県	三島市 富士市	
愛知県	瀬戸市 豊川市 安城市 東海市 大府市 岩倉市 豊明市 清須市 北名古屋市	
三重県	松阪市 桑名市	
兵庫県	加古川市 高砂市	
	加古郡	播磨町

奈良県	橿原市	
岡山県	玉野市	
広島県	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市	
	安芸郡	海田町 坂町
山口県	宇部市 防府市 岩国市 周南市	
福岡県	大牟田市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 中間市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 宗像市 古賀市 福津市	
	筑紫郡	那珂川町
	糟屋郡	宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町
	遠賀郡	芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町
	京都郡	苅田町
長崎県	佐世保市 西海市	
熊本県	荒尾市	

3 3級地

(1) 3級地-1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
北海道	北見市 網走市 留萌市 稚内市 美唄市 芦別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市	

	三笠市 根室市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 伊達市 石狩市 北斗市	
	亀田郡	七飯町
	山越郡	長万部町
	檜山郡	江差町
	虻田郡	京極町 倶知安町
	岩内郡	岩内町
	余市郡	余市町
	空知郡	奈井江町 上砂川町 南富良野町
	上川郡	鷹栖町 東神楽町 上川町 東川町 新得町
	勇払郡	占冠村 安平町
	中川郡	音威子府村 中川町 幕別町
	天塩郡	天塩町 幌延町
	宗谷郡	猿払村
	枝幸郡	浜頓別町 枝幸町
	網走郡	美幌町
	斜里郡	斜里町 清里町
	紋別郡	遠軽町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
	沙流郡	日高町
	浦河郡	浦河町
	日高郡	新ひだか町
	河東郡	音更町
	河西郡	芽室町 中札内村
	足寄郡	陸別町
	釧路郡	釧路町
	川上郡	弟子屈町

	標津郡	中標津町 標津町
	目梨郡	羅臼町
青森県	弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 三沢市 むつ市	
岩手県	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 奥州市	
	岩手郡	滝沢村
宮城県	石巻市 気仙沼市 白石市 角田市 岩沼市 大崎市	
	柴田郡	大河原町 柴田町
	宮城郡	七ヶ浜町 利府町
	黒川郡	富谷町
秋田県	能代市 横手市 大館市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 大仙市	
山形県	米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市	
福島県	会津若松市 郡山市 いわき市 白河市	

	須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 南相馬市	
茨城県	石岡市 龍ヶ崎市 常陸太田市 高萩市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 守谷市 筑西市	
	那珂郡	東海村
	稲敷郡	美浦村
	北相馬郡	利根町
栃木県	栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 下野市	
	河内郡	上三川町
	下都賀郡	壬生町
群馬県	伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市	
	吾妻郡	草津町
	利根郡	みなかみ町
	邑楽郡	大泉町
埼玉県	行田市 秩父市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 久喜市 北本市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市	

	日高市 吉川市	
	北足立郡	伊奈町
	入間郡	毛呂山町 越生町
	比企郡	嵐山町 小川町 鳩山町
	南埼玉郡	宮代町 白岡町
	北葛飾郡	杉戸町 松伏町
千葉県	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 東金市 旭市 勝浦市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 白井市 匝瑳市 香取市	
	印旛郡	酒々井町
東京都	西多摩郡	日の出町 檜原村 奥多摩町
	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	
神奈川県	足柄上郡	中井町 山北町
	愛甲郡	愛川町 清川村
新潟県	三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 村上市 燕市 糸魚川市 五泉市 上越市	

	佐渡市 魚沼市 妙高市	
	南魚沼郡	湯沢町
	刈羽郡	刈羽村
富山県	魚津市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市	
	中新川郡	舟橋村 上市町 立山町
	下新川郡	入善町 朝日町
石川県	七尾市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市	
	能美郡	川北町
	石川郡	野々市町
	河北郡	津幡町 内灘町
福井県	敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市	
	吉田郡	永平寺町
	南条郡	南越前町
	丹生郡	越前町
山梨県	富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市	
	中巨摩郡	昭和町
長野県	飯田市 須坂市 小諸市	

	伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市	
	北佐久郡	軽井沢町
	諏訪郡	下諏訪町 富士見町
	上伊那郡	辰野町 箕輪町
	木曾郡	木曾町
	埴科郡	坂城町
	上高井郡	小布施町
岐阜県	高山市 関市 中津川市 美濃市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 可児市 瑞穂市	
	羽島郡	岐南町 笠松町
	本巣郡	北方町
静岡県	富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 伊豆の国市	
	田方郡	函南町
	駿東郡	清水町 長泉町 小山町
愛知県	半田市 津島市 碧南市 西尾市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市	

	小牧市 稲沢市 新城市 知多市 高浜市 田原市 愛西市 弥富市 みよし市 あま市	
	愛知郡	東郷町 長久手町
	西春日井郡	豊山町
	丹羽郡	大口町 扶桑町
	海部郡	大治町 蟹江町 飛島村
	知多郡	阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町
	幡豆郡	一色町 吉良町 幡豆町
	額田郡	幸田町
	北設楽郡	設楽町 東栄町
三重県	伊勢市 鈴鹿市 名張市 尾鷲市 亀山市 鳥羽市 熊野市 志摩市 伊賀市	
	桑名郡	木曾岬町
	員弁郡	東員町
	三重郡	菰野町 朝日町 川越町
滋賀県	彦根市 長浜市 近江八幡市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市	
京都府	福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市	

	亀岡市 南丹市 木津川市	
	綴喜郡	井手町 宇治田原町
	相楽郡	精華町
大阪府	阪南市	
	豊能郡	豊能町 能勢町
	泉南郡	岬町
	南河内郡	太子町 河南町 千早赤阪村
兵庫県	洲本市 相生市 豊岡市 赤穂市 西脇市 三木市 小野市 三田市 加西市 たつの市	
	川辺郡	猪名川町
	加古郡	稲美町
	揖保郡	太子町
奈良県	大和高田市 大和郡山市 天理市 桜井市 五條市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市	
	生駒郡	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
	磯城郡	川西町 三宅町 田原本町
	高市郡	高取町 明日香村
	北葛城郡	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
	吉野郡	吉野町 大淀町 下市町
和歌山県	海南市 橋本市 有田市 御坊市	

	田辺市 新宮市 岩出市	
	海草郡	紀美野町
	伊都郡	高野町
	有田郡	湯浅町
	日高郡	美浜町
	西牟婁郡	白浜町
	東牟婁郡	那智勝浦町 太地町 串本町
鳥取県	米子市 倉吉市 境港市	
	西伯郡	日吉津村
島根県	浜田市 出雲市 益田市 大田市 安来市 江津市	
	八束郡	東出雲町
	隠岐郡	隠岐の島町
岡山県	津山市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 浅口市	
	都窪郡	早島町
	浅口郡	里庄町
	小田郡	矢掛町
広島県	竹原市 三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市	
	安芸郡	熊野町
山口県	萩市 下松市 光市 長門市 柳井市 美祢市 山陽小野田市	
	玖珂郡	和木町
	熊毛郡	田布施町 平生町

徳島県	鳴門市 小松島市 阿南市	
香川県	丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市	
	香川郡	直島町
	綾歌郡	宇多津町
	仲多度郡	琴平町 多度津町
愛媛県	今治市 新居浜市 西条市 四国中央市	
福岡県	柳川市 八女市 筑後市 大川市 豊前市 小郡市 嘉麻市 朝倉市	
佐賀県	唐津市 鳥栖市	
長崎県	諫早市 大村市	
	西彼杵郡	長与町 時津町
大分県	中津市	
宮崎県	都城市 延岡市	
鹿児島県	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 伊佐市 指宿市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 奄美市 始良市	
沖縄県	宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 うるま市 宮古島市	

1級地、2級地及び3級地-1以外の市町村









